

寝屋川市感染症予防計画（素案）

[初版]

令和〇年〇月

寝屋川市

寝屋川市感染症予防計画 目次

はじめに	1
第一章 感染症対策の推進の基本的な考え方	2
1 事前対応型行政の構築	
2 市民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策	
3 人権の尊重	
4 情報公開と個人情報の保護	
5 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	
第二章 各論	3
第1 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項	3
1 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	
(1) 感染症発生動向調査	
(2) 各関係部門・関係機関との連携	
(3) 予防接種	
2 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	
(1) 情報提供等	
(2) 積極的疫学調査の実施	
(3) 対人措置の実施	
(4) 施設等の感染拡大防止についての支援	
(5) 対物措置の実施	
(6) 各関係部門・関係機関との連携	
(7) 予防接種	
第2 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	9
第3 病原体等の検査の実施体制に関する事項	9
1 検査の実施体制	
2 関係機関及び関係団体との連携	
第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	10
1 基本的な考え方	
2 府による医療体制確保への協力	
3 一般の医療機関における感染症の患者に対する医療の提供	
4 関係機関及び関係団体との連携	
第5 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	11
第6 宿泊施設の確保に関する事項	11
第7 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	11
1 生活支援等の体制整備	
2 相談体制や外来受診体制の整備等	
第8 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	12

第9	感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	13
1	保健所の体制整備	
2	応援派遣等	
3	関係機関等との連携	
第10	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国や府等との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項	14
1	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	
2	緊急時における国や府等との連絡体制	
3	他の地方公共団体との連絡体制	
4	検疫所との連携	
5	緊急時における情報提供	
第11	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	16
1	患者等への差別や偏見の排除及び感染症についての正しい知識の普及	
2	感染症患者等の個人情報保護と人権の尊重	
3	関係機関及び関係団体との連携	

略称及び用語一覧

本計画では、以下の略称及び用語を用います。

略称及び用語	本計画での表記 正式名称、意味など
市民等	寝屋川市に居住する住民及び寝屋川市に通勤・通学や観光等で来訪する他市民等 ※寝屋川市に居住する住民のみを指す場合は、「市民」とします。
感染症発生動向調査	国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに府民等及び市民等、医師等医療関係者への公表
平時	患者発生後の対応時以外の状態
基本指針	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針
予防計画	感染症の予防のための施策の実施に関する計画
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
特定感染症予防指針	感染症法第11条に規定する特定感染症予防指針
新型コロナ	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
新興感染症	国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新たな感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。）及び新感染症）
新興感染症の発生等公表期間	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る発生等の公表が行われたときから、法第44条の2第3項若しくは第44条の7第3項の規定による公表又は第53条第1項の政令の廃止が行われるまでの間
自宅療養者等	自宅療養者、宿泊療養者、高齢者施設等及び障害者施設等での療養者 ※高齢者施設等は、特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設も含む）、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の全て又はいずれかをさします。 ※障害者施設等は、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助の全て又はいずれかをさします。
積極的疫学調査	感染症の発生を予防し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにし、感染症のまん延を防止するために、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に実施する調査
IHEAT（アイヒート）	「Infectious disease Health Emergency Assistance Team」の略称であり、感染拡大時において、医師、保健師、看護師等の外部の専門職による、保健所等の業務の支援に係る対応人材をいう。

はじめに

令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、改正感染症法が令和4年12月9日に公布され順次施行されることとなりました。

感染症法の一部改正により、国が策定する感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年厚生省告示第115号）及び都道府県が策定する感染症の予防のための施策の実施に関する計画の記載事項を充実させるほか、保健所設置市区においても予防計画を定めるなど、感染症対策の一層の充実を図ることとなりました。

寝屋川市においても、感染症法第10条第14項に基づき、新型コロナウイルス感染症の対策をもとに次の大規模感染症を見据え、国の基本方針や大阪府の予防計画に準じて、寝屋川市感染症予防計画を定めます。



第一章 感染症対策の推進の基本的な考え方

1 事前対応型行政の構築

市は、大阪府等と連携しながら、感染症が発生してから防疫措置を講ずる事後対応だけでなく、感染症発生動向調査を適切に実施するための体制の整備、基本指針、予防計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、平時から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応の施策を推進します。

また、府が設置する、保健所設置市、感染症指定医療機関、医療関係団体等で構成される府連携協議会を通じ、予防計画等について協議を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年同協議会に報告し、進捗管理を行うことで、PDCA サイクルに基づく改善を図りながら、平時から感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を進めます。

2 市民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

市は、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の市民等への積極的な公表を進めます。

また、市は、市民等一人ひとりにおける予防を強化するため、感染症に関する知識の普及啓発を促進するとともに、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねを実現するために、医療提供体制の充実を図り、社会全体の予防を推進します。

3 人権の尊重

市は、感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権を尊重し、一人ひとりが安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合においても早期に社会に復帰できるような環境の整備を図ります。

また、市は、感染症に関する差別や偏見の解消のため、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

4 情報公開と個人情報の保護

市は、感染症に関する情報については、感染症の患者の発生状況や医学的知見など、市民等が感染予防等の対策を講じる上で有益な情報を可能な限り提供することを原則とします。一方で、人権の尊重の下、個人情報の保護の徹底を図ります。

5 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

新型コロナの教訓を踏まえ、今後の新興感染症への対応はもちろんのこと、災害等他分野も含めた健康危機全般について、これらが複合的に発生した場合にも対応できる健康危機管理体制の構築に向け、国、都道府県、市町村、保健所、地方衛生研究所、医療機関、医療関係団体、高齢者施設等関係団体、学校等が連携し、感染症の発生及びまん延の防止に迅速かつ的確に対応できる体制を整備します。

また、市は、府が広域的な対応を求める場合には、府との役割分担を明確にしつつ必要な対策に協力します。

第二章 各論

第1 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項

1 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

(1) 感染症発生動向調査

ア 情報の収集・分析及び公表

市は、感染症発生動向調査を適切に実施し、府や地方衛生研究所等と相互に連携しながら、感染症に関する情報を収集及び分析するとともに、市民等及び医師等医療関係者に対して感染症に関する情報を公表する体制を整備します。また、病原体に関する情報の収集及び分析については、地方衛生研究所等と連携し、実施します。

イ 感染症の届出の周知徹底等

市は、市医師会、市病院協会等の病院関係団体等と連携しながら、感染症法第12条に規定する届出の義務について医療機関の医師に周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、調査に協力を得られる体制を整備します。

また、市は、感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策に活かすため、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関に対し、電磁的方法による届出等の義務や、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院、退院又は死亡した場合における電磁的方法による報告の義務について周知するとともに、その他医療機関に対しても電磁的方法による届出の活用について周知します。

特に、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、感染症法に基づき、健康診断等の感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要があります。また、四類感染症については、病原体に汚染された場合の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、市は、医師から市長への届出について、迅速かつ正確な情報の集約に向けて、府と連携しながら体制を整備します。

二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症についても同様に、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、市は、感染症法第14条に規定する指定届出機関から市長への届出について、迅速かつ正確な情報の集約に向けて、府と連携しながら体制を整備します。

ウ 定点医療機関（指定届出機関）及び病原体の提出医療機関等（指定提出機関）の確保等

市は、感染症法第14条に規定する指定届出機関及び同法第14条の2で定める指定提出機関については、定量的な感染症の種別ごとのり患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向を正確に把握できるよう、市医師会等と協力して整備を進めます。

エ その他

感染症法第13条の規定による届出を受けた市長は、当該届出に係る動物等が感染症を人

に感染させることを防止するため、地方衛生研究所等と連携した速やかな積極的疫学調査の実施及びその他必要な措置を講じます。

(2) 各関係部門・関係機関との連携

ア 食品衛生部門

飲食に起因する感染症(食品媒介感染症)の予防を効果的に行うために、市の食品衛生部門が主体となって、食中毒対策の一環として給食施設等への監視、指導及び検査に努めます。

二次感染によるまん延の防止等の情報の公開や指導については、市の感染症対策部門が主体となるとともに、各部門相互の連携を図りながら対策を講じます。

イ 環境衛生部門

ねずみ族、昆虫等を介する感染症の発生を予防するため、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等(以下「感染症媒介昆虫等」といいます。)の駆除並びに防鼠(そ)及び防虫に努めることの必要性等の正しい知識の普及、蚊を介する感染症が流行している海外の地域等に関する情報の提供等について、市の環境衛生部門が主体となって感染症対策部門と連携し、対策を講じます。また、水や空調設備を介する感染症の発生を予防するため、施設の衛生管理対策等に係る施設管理者や関係業種への指導等についても、感染症対策部門と連携し対策を講じます。

さらに、平時における感染症媒介昆虫等の駆除並びに防鼠(そ)及び防虫については、実施するに当たっては、過剰な消毒、駆除とならないよう配慮します。

ウ 動物衛生部門

積極的疫学調査の一環として、動物の病原体保有状況調査(動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査)による情報収集のため、市の動物衛生部門が主体となって地方衛生研究所、感染症対策部門、環境衛生部門等と連携し、調査に必要な体制を推進します。

動物由来感染症の予防及びまん延の防止のため、市の動物衛生部門及び感染症対策部門は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう獣医師等に対し、感染症法第13条及び狂犬病予防法に規定する届出の義務について周知を行うとともに、ワンヘルス・アプローチ(人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと)に基づき、保健所等と医師会や獣医師会等の関係団体等が情報交換を行うこと等により連携を図り、市民等に対して情報提供を進めます。

また、市の動物衛生部門が主体となって、感染症対策部門、環境衛生部門や食品衛生部門等と連携し、対策を講じるよう努めます。

エ 関係機関及び関係団体

市は、感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくため、医療関係団体、大阪健康安全基盤研究所、学校、高齢者施設等関係団体等、企業等の関係機関をはじめ、国や他の地方公共団体との連携を図っていきます。

また、府連携協議会等を活用し、感染症を含む各分野の専門家や医療関係団体からの助言を踏まえ、感染症対策を進めます。

(3) 予防接種

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性者対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性者対策として重要です。そのため、市は、市医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種を実施するとともに、市民に対し予防接種が受けられる場所、機関等についての情報を積極的に提供します。

2 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

(1) 情報提供等

ア 患者情報や施設情報等の公表

患者情報等の公表は、市民等に情報を公表することによって達成する行政目的及び市民等の利益と、非公開とすることによって保護する個人情報等と比較衡量しつつ、府等と相互に連携して行います。公表に当たっては、患者情報は匿名化し、また、公表する情報から個人が特定されないよう、十分配慮します。

施設情報等の公表にあたっては、市民等に情報を公表することによって達成する行政目的及び市民等の利益が十分認められる場合に、施設等の意見を十分聴取したうえで行うものであることに留意します。

なお、一類感染症及び新興感染症については、「大阪府・保健所設置市等感染症連携会議」等を通じて、公表内容について協議のうえ、府で一元的に公表します。

患者情報等の公表に当たっては、感染症分類ごとに定めたものに従い公表しますが、食中毒の可能性を否定できない事例については、食品衛生部門と連携して公表します。発生動向調査の結果については、大阪府感染症情報センターで一元的に公表します。

イ 府への情報提供等

市は、府知事から新興感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の公表に関し、当該情報に関する府民及び市民の理解の増進に資するため必要があると認めるときに求められる協力について、個人情報の保護に留意しながら、これに応じます。

(2) 積極的疫学調査の実施

ア 積極的疫学調査の実施

市は、感染拡大防止のため、以下の場合に積極的疫学調査を的確に行います。

- ① 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合
- ② 五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合
- ③ 国内で発生していない感染症であって、国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合
- ④ 動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ⑤ その他市が必要と認める場合

イ 積極的疫学調査の実施手法等

市は、積極的疫学調査の実施に当たっては、対象者の協力が得られるよう、その趣旨をよ

く説明し、理解を得ることに努めるとともに、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者については、正当な理由なく積極的疫学調査に応じない場合には、指示、罰則の対象となることを、人権に配慮しあらかじめ丁寧に説明します。

また、積極的疫学調査の実施に当たり、市は、府や地方衛生研究所等と連携を図り、必要に応じて国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、他の都道府県等の地方衛生研究所等の協力を得ながら、地域における流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進めます。

さらに、市は、他の都道府県等から協力の求めがあった場合は、必要な支援を積極的に行うとともに、緊急時において、国が積極的疫学調査を実施する場合には、国や府等と連携をとりながら必要な情報の収集を行います。

(3) 対人措置の実施

ア 健康診断等における手続等

市は、検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院勧告又は措置の適用に当たって、対象となる患者等に感染症の発生及びまん延に関する情報を提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権の尊重の観点から必要最小限にとどめるとともに、審査請求に係る教示等の手続及び感染症法に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行います。

なお、就業制限や入院勧告又は措置の適用に当たっては、寝屋川市感染症診査協議会において、感染症のまん延防止の観点から感染症に関する専門的な判断とともに、患者等への医療及び人権の尊重の視点も踏まえて審議等を行います。

このため、市長は、寝屋川市感染症診査協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮し、地域の実情に即して広範に人選を行います。

イ 検体の採取等

市は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者を対象とし、検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置を行います。

ウ 健康診断

市は、健康診断の勧告等について、病原体の感染経路その他の事情を十分考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とするとともに、必要に応じて当該感染症に関する情報の公表を的確に行うことにより、市民等が自発的に健康診断を受けるよう勧奨します。

エ 就業制限

就業制限について、その対象者の判断に基づく自発的な休暇や、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することを基本とし、市は対象者やその他の関係

者に対し、このことの周知を図ります。

オ 入院勧告

市は、入院勧告を行う際、市の職員から患者等に対して入院の理由はもちろんのこと、退院請求や審査請求に関すること等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め、口頭により十分な説明を行い、患者等の同意に基づいた入院を促します。

また、市は、入院勧告等の実施後、講じられた措置の内容や提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行うとともに、入院後は、感染症法第24条の2に基づく処遇についての市に対する苦情の申出について、その内容の聞き取りを行うなど適切に対応するとともに、医師の十分な説明やカウンセリング（相談）を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう医療機関に要請します。

市は、入院勧告等に係る患者等が感染症法第22条に基づく退院請求を行った場合には、当該患者が病原体を保有しているかどうか等の確認を速やかに行います。

(4) 施設等の感染拡大防止についての支援

市は、高齢者施設等での感染拡大が入居者等や地域に与える影響等に鑑み、感染症患者が発生した施設等に対し感染制御の経験者を派遣することにより、施設内での感染制御、業務継続にかかる支援を行います。

(5) 対物措置の実施

市は、個人や団体の所有物に対する、消毒、ねずみ族や昆虫等の駆除、物件に対する廃棄等の措置、建物への立ち入り制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置は、府等との連携の下、所有者の権利に配慮し必要最小限にとどめるとともに、可能な限り関係者の理解を得ながら実施します。

(6) 各関係部門・関係機関との連携

ア 食品衛生部門

食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、市の食品衛生部門と感染症対策部門が相互に連携を図りながら、迅速な原因究明を行います。食品媒介感染症であると判明した場合には、食品衛生部門にあっては、感染の拡大を防止するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、原因施設の営業停止等の行政措置を行うとともに、感染症対策部門においては、必要に応じ消毒等を行います。

また、二次感染によるまん延を防止するため、市の感染症対策部門において感染症に関する情報の公表その他必要な措置を講じます。原因となる食品等の究明については、市は、地方衛生研究所、国立試験研究機関等と連携して対応します。

イ 環境衛生部門

水や空調設備、ねずみ族、昆虫等を介した感染症のまん延の防止のため、市の環境衛生部門が主体となって、感染症対策部門と連携して対応します。

特にレジオネラ症患者が発生した場合は、「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」等も踏まえ、市の感染症対策部門が患者や家族に対して感染源特定の

ための聞き取り調査を実施します。その際、市の環境衛生部門は、感染源の特定のため必要に応じて同行するなど、感染症対策部門と連携して調査を行います。公衆浴場、旅館業やプールなどにおいて、その施設が感染源として疑われるときは、市の環境衛生部門が直ちに施設に対する調査指導等を行い、被害拡大の防止を図ります。

また、社会福祉施設の入浴設備などが感染源として疑われるときは、市の感染症対策部門、環境衛生部門及び福祉部門とが連携して対応し、環境衛生部門においては、当該施設に対する助言等を行い、被害拡大の防止を図ります。

ウ 動物衛生部門

鳥インフルエンザや狂犬病などの動物由来感染症が発生した場合には、動物が家畜の場合は、家畜伝染病予防法に基づき、大阪府の家畜防疫員が必要な措置を行います。

また、動物が愛玩動物（ペット）であった場合には、市の動物衛生部門は狂犬病予防法並びに動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、狂犬病予防員、動物愛護管理員が動物の移動経路の調査や感染動物の隔離、飼主に対する飼育や衛生に関する指導等の対策を行う等、市の動物衛生部門が主体となって、感染症対策部門と連携して対応します。

エ 検疫所

市は、検疫所から、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の病原体の保有が明らかになった検疫手続きの対象となる入国者や、検疫感染症及び新感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されない入国者の健康状態に異状のある旨の報告を受けた場合には、検疫所と連携し、感染症のまん延の防止のための必要な措置を講じます。

オ 関係機関及び関係団体

市は、特に感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に対応ができるよう、国や府、他の地方公共団体、医療関係団体等との連携体制を構築します。

また、府連携協議会等を活用し、感染症を含む各分野の専門家や医療関係団体からの助言を得る等しながら、感染症対策を進めます。

(7) 予防接種

感染症のまん延の防止のため緊急の必要があるとして、府から予防接種法第6条に基づく予防接種についての指示があった場合、適切に行われるように協力します。

第2 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

市は、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たせるよう、大阪健康安全基盤研究所等との連携の下に、感染症対策に必要な情報の収集、疫学的な調査、分析及び研究を行います。

市における感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進に当たっては、大阪健康安全基盤研究所と連携を図りつつ、計画的に取り組みます。

特に、調査及び研究の推進に当たっては、疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員の活用により、その地域に特徴的な感染症の発生の動向やその対策等の地域の環境や当該感染症の特性等に応じた取組を行います。

第3 病原体等の検査の実施体制に関する事項

1 検査の実施体制

市は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合、大阪健康安全基盤研究所の協力の下、病原体等の検査を実施します。

また、市は、地方衛生研究所を有しないため、平時から府等との連携を確保すること等により、試験検査に必要な体制を整備します。

大阪健康安全基盤研究所における検査の実施能力及び検査機器の数（※）

対応時期（目途）	目標値	
	流行初期期間（発生等の公表後3か月程度）のうち1か月以内	流行初期期間経過後（発生等の公表後から6か月程度以内）
検査の実施能力	540件/日	540件/日
検査機器数	9台	9台

※ 府において医療機関及び民間検査機関等との検査措置協定が締結されていることから、市は、上記以外にも当該協定締結医療機関・民間検査機関の検査能力も活用します。

2 関係機関及び関係団体との連携

市は、市医師会、市病院協会等と連携し、市内の医療機関が病原体等の検査を実施できるよう、情報提供を行います。

なお、特別な技術が必要とされる病原体の検査については、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、大学の研究機関、地方衛生研究所が相互に連携を図って実施します。

第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

1 基本的な考え方

近年の医学・医療の著しい進歩により、多くの感染症について治癒やコントロールが可能となっている状況を踏まえ、感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱又は消失させることにより、感染症のまん延を防止することを基本的な考え方とします。

2 府による医療体制確保への協力

市は、府により行われる感染症指定医療機関の指定や当該医療機関への入院患者への医療の提供体制の整備、府内の新興感染症における入院体制、発熱外来体制及び自宅療養体制の整備、その他医療体制確保の整備の取組に対し、必要な協力をを行います。

3 一般の医療機関における感染症の患者に対する医療の提供

感染症患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、最初に診察を受ける医療機関は一般の医療機関であることが多いことから、一般の医療機関における、発熱等を有する患者の診断及び感染症患者への良質かつ適切な医療の提供がなされるよう、市においては、市医師会や市病院協会等の医療関係団体や府等と連携を図ります。

市は、一般の医療機関が、国及び府等から公表された感染症に関する情報について積極的に把握し、同時に医療機関内において感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずるとともに、感染症の患者について差別的な取扱いを行うことなく、良質かつ適切な医療の提供ができるよう情報共有します。一類感染症、二類感染症等であって、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高まる場合には、府が当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定するとともに、市は当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど、初期診療体制を確立します。

また、市は、一類感染症又は二類感染症の集団発生や新型インフルエンザ等の汎流行時の場合には、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させる場合があるため、そのために必要な対応についてあらかじめ定めます。

歯科医療について、市は、新興感染症の発生及びまん延時に緊急的な歯科治療を要する場合に備え、歯科を有する病院が地域の歯科診療所と連携する体制の構築に努めるとともに、歯科医療における適切な感染防止対策に係る情報共有ができるよう、平時から情報共有します。

4 関係機関及び関係団体との連携

国及び府は、それぞれの役割分担に基づき、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症に対応する感染症指定医療機関に対し、積極的な指導を行います。

市においては、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市病院協会等の医療関係団体等との連携の下、感染症対策を推進します。

また、市は、市医師会、市薬剤師会、市病院協会等の医療関係団体との連携を通じて、感染症の患者を診察する最初の医療機関となることが多い一般の医療機関との有機的な連携を図るよう努めます。

第5 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

市は、平時から、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の患者又は疑似症患者並びに新感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者の移送のための車両の確保、民間救急等への協定締結・業務委託等、体制整備を行うとともに、関係者を含めた移送訓練や演習等を計画的に実施します。

さらに、市は、高齢者施設等に入所しており、配慮を必要とする方の移送について、高齢者施設等の関係団体等とも連携し、移送の際の留意事項を含めて協議します。

市は、平時から、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の発生及びまん延時における消防機関との情報共有や役割分担の整理を行います。また、患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保等について、地域の実情等に応じて消防機関と協議を行い、保健所の移送能力を超える事態が生じた場合に備え、移送に係る申し合わせ等を行います。

また、市は、平時から、府等と医療機関の受入体制の情報共有を図るとともに、消防機関が搬送した傷病者が感染症法第12条に規定する患者等であると医療機関が判断した場合には、医療機関から消防機関に対して、当該感染症等に関し、適切に情報等を提供する体制を構築します。

第6 宿泊施設の確保に関する事項

新興感染症が発生した場合に、府は、自宅療養者等の家庭内感染等や医療体制のひっ迫を防ぐ等の観点から、新興感染症の特性や、感染力その他当該感染症の発生及びまん延の状況を考慮しつつ、宿泊施設の体制を整備できるよう、地域の実情に応じて、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行うこととなっています。市は、府が整備した宿泊施設の体制を踏まえ、感染症患者の療養場所の調整等といった対応を行います。

第7 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

1 生活支援等の体制整備

市は、感染症法第44条の3の2第1項に規定する新型インフルエンザ等感染症又は感染症法第50条の3第1項に規定する新感染症の外出自粛対象者（外出自粛に係る法の規定が適用される指定感染症にあつては、当該感染症の外出自粛対象者。以下「外出自粛対象者」といいます。）に対し、医療関係団体又は民間事業者への委託を活用しつつ、健康観察、医薬品や生活必需品の支給等の支援を行います。

健康観察や生活支援等の実施に当たっては、ICTの積極的な活用に努めます。

また、福祉ニーズのある外出自粛対象者が適切にサービスを受けられるよう、市は関係機関等と連携し、介護保険の居宅サービスの事業所等及び障害福祉サービスの居住支援事業所等において、平時から、従事者に対する感染管理対策研修等が行われるように努めます。

2 相談体制や外来受診体制の整備等

市は、病原性や感染性に応じ、感染症の発生及びまん延時には、府と連携して、自宅療養者からの相談体制及び移送を含めた外来受診体制の確保に努めます。

第8 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

市は、感染症患者の治療に当たる医療専門職のほか、適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家、感染症の疫学情報を分析する専門家、行政の中において感染症対策の政策立案を担う人材等、多様な人材を確保するため、各機関が感染症に関する人材の養成及び資質の向上に取り組むことを促します。

市は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等において実施される感染症対策・感染症の検査等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース（FETP-J）等へ職員を積極的に派遣するとともに、保健所職員に対する感染症に関する講習会等を開催すること等により、感染症対策に携わる職員等の専門性の向上を図ります。

市は、感染症ネットワークを活用しながら、平時から、医療機関等との連携強化を図ります。加えて感染対策向上加算の医療機関等と連携しながら、地域の医療機関等への研修・訓練等への支援を行います。

また、市は学校園や施設等の職員への感染症に関する研修・情報共有等を行います。

保健所職員等の研修・訓練回数

目標値	
対象	研修や訓練の実施又は参加の回数
保健所職員	年1回以上

第9 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

1 保健所の体制整備

市は、広域的な感染症のまん延防止の観点から、保健所が地域の感染症対策の中核的機関として積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施し、また、感染拡大時にも健康づくり等地域保健対策も継続するため、感染症の拡大を想定し、保健所における人員体制や設備等を整備します。

体制の整備に当たっては、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄を始め、業務の外部委託やICTの活用等を通じた業務の効率化を積極的に進めるとともに、IHEAT 要員等を含めた人員体制、受入体制の構築を図ります。

市は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進や地域の健康危機管理体制の確保のため、保健所長を補佐し、総合的なマネジメントを担う統括保健師を配置します。

また、市は、保健所の業務ひっ迫時における臨時的な人員確保の方策として、IHEAT 要員の確保や研修、連携強化等を通じて、IHEAT 要員による支援体制を確保します。

2 応援派遣等

市は、感染症発生、まん延時等の際に必要な応じて市内の公衆衛生の実務に係る専門知識を有する人材等を応援職員として保健所に派遣し、保健所の人員確保に努めます。

3 関係機関等との連携

市は、平時から健康危機管理関係機関連絡会議を活用し、医療関係団体や消防機関等の関係機関と、保健所業務に係る内容について情報共有や連携を図ります。

また、市は、感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から関係部署間の役割分担を確認します。

保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、IHEAT 要員の確保数

保健所	目標値	
	流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数	即応可能な IHEAT 要員の確保数 (IHEAT 研修受講者数)
寝屋川市保健所	85 人	2 人

第10 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国や府等との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

(1) 国・府への報告等

市は、感染症法第12条に規定する感染症の発生状況について国への報告等を確実にを行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合その他感染症への対応について緊急と認める場合は、国や府との連携の下、迅速かつ適切に対応します。

(2) マニュアル等の整備

市は、一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はまん延のおそれが生じた場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について、府に準じてマニュアル等で定めます。

(3) 対策本部会議の設置・開催

市は、庁内各部の総合対策を講じる必要があるときは、感染症対策本部会議を設置・開催します。

(4) 国や府、関係機関等との連携

市は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要がある場合は国及び府からの迅速かつ的確な対策への協力の求めに応じて必要な対応を実施します。

市は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して必要な措置を定めます。また、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるように図ります。

(5) 国への支援の要請

市は、新感染症の患者の発生や生物兵器を用いたテロが想定される場合など、十分な知見が集積されていない状況で感染症対策が必要とされる場合には、危機管理に係る国からの職員、専門家の派遣等の支援を要請し、適切な対応が講じられるよう努めます。

2 緊急時における国や府等との連絡体制

市は、緊急時における国や府等との連絡については、迅速かつ確実に連絡が行われる方法により行うこととします。

また、市は、緊急時においては、感染症の患者の発生状況や医学的な知見等について国や府等から積極的に情報を収集するとともに、患者の発生状況等についてできるだけ詳細な情報を国や府等に提供するなど、国や府等と緊密な連携をとるよう努めます。

3 他の地方公共団体との連絡体制

市は、感染症に迅速かつ的確に対応できるよう近隣地方公共団体等と連携に努めるとともに、消防機関に対して、感染症に関する情報等を適切に連絡する体制を整備します。

4 検疫所との連携

市は、検疫所から一類感染症の患者等を発見した旨の情報提供を受けた場合には、検疫所と連携して、同行者等の追跡調査その他の必要と認める措置を行います。

5 緊急時における情報提供

市は、緊急時においては、情報提供媒体を複数設定し、必要な情報の収集、分析を行い、その結果を市民等に分かりやすい内容で情報提供を行います。

第11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

1 患者等への差別や偏見の排除及び感染症についての正しい知識の普及

市は、市民等が感染症予防を主体的に実施できるよう、更に、診療、就学、就業、交通機関や施設の利用時等での患者等への差別や偏見の解消、感染症予防に関する正しい知識の定着等のため、パンフレットや教材の作成、ホームページでの啓発、キャンペーン、各種研修の実施、感染症の患者の職場や地域社会への円滑な復帰、感染症にかかった児童生徒等の再登校のための取組に加え、相談機能の充実等住民の身近なサービスを充実します。特に、学校教育の場において、感染症や予防接種に関する正しい知識の普及に努めます。

また、市は、感染症に係る市民等の相談に的確に対応するため、市民等を対象とした相談窓口の活用はもとより、医師会や弁護士会等の関係機関との連携を図ります。

新興感染症においては、病原体の特性に関する知見の蓄積に伴い、求められる感染対策が変化することから、市は、最新の知見・情報に基づき、流行状況や場面に応じて必要とされるマスク着用等の基本的感染予防対策や面会制限等を含めた院内・施設内感染対策について、市民等や施設等に対し、普及啓発を行います。

また、当該感染症の患者、医療従事者及びこれらの者の家族等に対する偏見や差別又はワクチン接種の有無等による偏見や差別をもって、人権を損なわれることがないように、新型インフルエンザ等対策特別措置法第13条第2項も踏まえ、市は、当該感染症に関する広報その他の啓発活動等に取り組みます。

2 感染症患者等の個人情報保護と人権の尊重

市は、感染症についての情報提供、相談等を行います。

また、保健所が患者等に対して調査等を行うときはプライバシーに十分配慮し、まん延を防止するため入院が必要になるときには患者に説明の上で入院を勧告し、入院の延長に関しては感染症診査協議会の意見を聴く等人権を尊重して対応します。

患者等のプライバシーを保護するため、医師が市長へ感染症患者に関する届出を行った場合には、保健所は状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知するように努めます。

3 関係機関及び関係団体との連携

市は、国や府、他の地方公共団体等と連携を図るため、府連携協議会等を活用し、定期的に情報の交換を行います。